

第二章 内閣関係

船主相互保険組合法施行令（昭和二十五年政令第二百七十七号）	1
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）	3
道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）	4
沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）	5
信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）	6
沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）	7
協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）	8
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令（平成十五年政令第一百十八号）	11
労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）	13
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）	14
協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）	15
構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）	16
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）	17
保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）	18

第三章 総務省関係

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	20
地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）	29
地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）	30
行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）	31

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号） ..... 32  
総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号） ..... 33

#### 第四章 法務省関係

弁護士会登記令（昭和二十四年政令第三百二十一号） ..... 34  
独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号） ..... 35  
組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号） ..... 45  
司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号） ..... 60  
土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号） ..... 62  
公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号） ..... 64

#### 第五章 外務省関係

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律施行令（平成七年政令第三百九十六号） ..... 65

#### 第六章 財務省関係

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第三百三号） ..... 67  
関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号） ..... 68  
関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号） ..... 69

#### 第七章 文部科学省関係

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号） ..... 71  
独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号） ..... 75

第八章 厚生労働省関係

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）	76
児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）	81
調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三三号）	82
勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）	83
医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）	84
母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）	86
職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）	87
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（平成三年政令第二百四十四号）	88
医道審議会令（平成十二年政令第二百八十五号）	89
独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十二号）	90
発達障害者支援法施行令（平成十七年政令第五百十号）	92

第九章 農林水産省関係

競馬法施行令（昭和二十三年政令第二百四十二号）	93
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五十二号）	94
中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号）	95
農業信用保証保険法施行令（昭和三十六年政令第三百四十八号）	96
漁業近代化資金融通法施行令（昭和四十四年政令第二百九号）	97
林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第三百三十一号）	98
漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）	99
農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）	100
農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）	101

農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）	103
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和五十一年政令第三百二十二号）	104
肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）	105
特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令（平成元年政令第二百八号）	106
食品流通構造改善促進法施行令（平成三年政令第二百五十六号）	107
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）	108
林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成八年政令第五百五十三号）	109
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第七百七十六号）	110

第十章 経済産業省関係

鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）	111
信用保証協会法施行令（昭和二十八年政令第二百七十一号）	112
中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）	113
小売商業調整特別措置法施行令（昭和三十四年政令第二百四十二号）	120
中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百七十二号）	121
ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成五年政令第十九号）	122
商工会法第六十条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（昭和三十五年政令第四百四十九号）	123
資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）	124
エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行令（平成五年政令第二百一十号）	125
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一十号）	126
中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）	130
独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）	131

第十一章 国土交通省関係

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）	134
土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）	135
新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）	137
都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）	138
日本勤労者住宅協会法施行令（昭和四十一年政令第二百九十号）	139
都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）	140
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）	142
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）	143
外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令（平成十八年政令第八十四号）	144

第十二章 環境省関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）	145
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）	146

(第二章 内閣関係)

船主相互保険組合法施行令(昭和二十五年政令第二百七十七号)

改正案

現行

(清算人について準用する法等の規定の読替え)  
 第十一条 法第四十八条第二項の規定において清算人について法第三十五条の三第六項及び第三十八条の二第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(清算人について準用する法等の規定の読替え)  
 第十一条 法第四十八条第二項の規定において清算人について法第三十五条の三第四項及び第三十八条の二第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項 第三十五条の三第六	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第三十八條の二第四 項第二号	組合員等と 組合員外理事	組合員外清算人
第三十八條の二第四 項第二号	組合員等と 組合員外理事	組合員等又は内閣府令 で定める業務を執行す る理事と	組合員外清算人

項 第三十五条の三第四	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第三十八條の二第四 項第二号	組合員等と 組合員外理事	組合員外清算人
第三十八條の二第四 項第二号	組合員等と 組合員外理事	組合員等又は内閣府令 で定める業務を執行す る理事と	組合員外清算人

2

(略)

2

(略)

<p>改正案</p>	<p>（国際的な規模で開催される運動競技会等） 第二条（略） 2 法第四条第一項第四号の政令で定める者は、財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下「日本体育協会」という。）とする。</p>
<p>現行</p>	<p>（国際的な規模で開催される運動競技会等） 第二条（略） 2 法第四条第一項第四号の政令で定める者は、財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」という。）とする。</p>



<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（目が見えない者等の保護）                  第八条（略）                  2 法第十四条第一項の政令で定める盲導犬は、盲導犬の訓練を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人で国家公安委員会が指定したものが盲導犬として必要な訓練を受けた犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認められた犬で、内閣府令で定める白色又は黄色の用具を付けたものとする。</p> <p>3 5（略）</p>	<p>（目が見えない者等の保護）                  第八条（略）                  2 法第十四条第一項の政令で定める盲導犬は、盲導犬の訓練を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人で国家公安委員会が指定したものが盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認められた犬で、内閣府令で定める白色又は黄色の用具を付けたものとする。</p> <p>3 5（略）</p>

<p>改正案</p>	<p>（貿易の振興に資するための施設） 第二十五条 法第五十二条第一項第三号の政令で定める施設は、次のとおりとする。 一～三 （略） 四 輸出入に関する業務を取り扱う国若しくは地方公共団体の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人の用に供する事務所</p>
<p>現行</p>	<p>（貿易の振興に資するための施設） 第二十五条 法第五十二条第一項第三号の政令で定める施設は、次のとおりとする。 一～三 （略） 四 輸出入に関する業務を取り扱う国若しくは地方公共団体の機関又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人の用に供する事務所</p>

改正案		現行	
<p>（代表理事について準用する会社法の読替え）</p> <p>第五条の四 法第三十五条の九第四項の規定において代表理事について会社法第三百五十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
(略)	読み替える会社法の規定	(略)	読み替えられる字句
(略)	読み替える字句	(略)	読み替える字句

改正案	現行
<p>（医療金融業務に係る医療施設の範囲等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第十九条第一項第六号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人で、沖縄において法第十九条第一項第六号に規定する施設を開設するもの</p> <p>二 十二（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（医療金融業務に係る医療施設の範囲等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第十九条第一項第六号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した法人で、沖縄において法第十九条第一項第六号に規定する施設を開設するもの</p> <p>二 十二（略）</p> <p>3（略）</p>

改正案

現行

<p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第六条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合には、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「取締役、執行役」とあり、及び「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「第四条第一項の免許」とあり、及び「第四条第一項の内閣総理大臣の免許」とあるのは「中小企業等協同組合法第二十七条の二第一項の認可」と、「株主総会」とあるのは「総会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
第四十五条第八項	会社法	(略)	読み替える銀行法の規定
第四十五条第八項	会社法	(略)	読み替えられる字句
第四十五条第八項	中小企業等協同組合	(略)	読み替える字句
第四十五条第八項	会社法	(略)	読み替えられる字句
第四十五条第八項	中小企業等協同組合	(略)	読み替える字句

(略)		
(略)		
(略)		法第六十九条において準用する会社法

(信用協同組合等の清算人について準用する会社法の読替え)  
 第五条の三 法第六条の二第二項の規定において信用協同組合等の清算人について会社法の規定を準用する場合には、同法の規定中「役員等」とあるのは、「清算人又は監事」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える会社法の規定 第三百八十六条第二項	読み替えられる字句 第三百四十九条第四項	読み替える字句 中小企業等協同組合法第六十九条において準用する同法第三十六条の八第二項
第三百八十六条第二項第一号	第八百四十七条第一項	中小企業等協同組合法第六十九条において準用する第八百四十七條第一項

(略)		
(略)		
(略)		法第六十九条第一項において準用する会社法

(信用協同組合等の清算人について準用する会社法の読替え)  
 第五条の三 法第六条の二第二項の規定において信用協同組合等の清算人について会社法の規定を準用する場合には、同法の規定中「役員等」とあるのは、「清算人又は監事」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える会社法の規定 第三百八十六条第二項	読み替えられる字句 第三百四十九条第四項	読み替える字句 中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する同法第三十六条の八第二項
第三百八十六条第二項第一号	第八百四十七条第一項	中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する第八百四十七條第一項

<p>第三百八十六条第二項第一号</p>	<p>第八百四十九条第三項</p>	<p>中小企業等協同組合法第六十九条において準用する第八百四十九条第三項</p>
<p>第三百八十六条第二項第一号</p>	<p>第八百四十九条第三項</p>	<p>中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する第八百四十九条第三項</p>
<p>第八百五十条第二項</p>	<p>同法第六十九条において準用する第八百五十条第二項</p>	<p>第八百五十条第二項</p>
<p>同法第六十九条第一項において準用する第八百五十条第二項</p>	<p>同法第六十九条第一項において準用する第八百五十条第二項</p>	<p>同法第六十九条第一項において準用する第八百五十条第二項</p>

改正案	現行
<p>（認可決定謄本等）            第五条（略）</p> <p>2 前項の場合には、更生協同組織金融機関（法第四条第七項において規定する更生協同組織金融機関をいう。以下この章において同じ。）又は法第百三条第一項に規定する条項により設立される協同組織金融機関若しくは法第百四条において準用する会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百八十三条に規定する条項により設立される株式会社（以下この項において「更生協同組織金融機関等」という。）の登記の嘱託書又は申請書には、次の書面（更生協同組織金融機関等に関するものに限る。）を添付することを要しない。</p> <p>一 総会（中小企業等協同組合法第五十五条第一項、信用金庫法第四十九条第一項又は労働金庫法第五十五条第一項の総代会を含む。第十条第七項において同じ。）、理事会又は清算人会の議事録（中小企業等協同組合法第三十六条の六第四項（同法第六十九条において準用する場合を含む。）、信用金庫法第三十七条第三項（同法第六十三条において準用する場合を含む。）又は労働金庫法第三十九条第三項（同法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定により理事会又は清算人会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面）</p>	<p>（認可決定謄本等）            第五条（略）</p> <p>2 前項の場合には、更生協同組織金融機関（法第四条第七項において規定する更生協同組織金融機関をいう。以下この章において同じ。）又は法第百三条第一項に規定する条項により設立される協同組織金融機関若しくは法第百四条において準用する会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百八十三条に規定する条項により設立される株式会社（以下この項において「更生協同組織金融機関等」という。）の登記の嘱託書又は申請書には、次の書面（更生協同組織金融機関等に関するものに限る。）を添付することを要しない。</p> <p>一 総会（中小企業等協同組合法第五十五条第一項、信用金庫法第四十九条第一項又は労働金庫法第五十五条第一項の総代会を含む。第十条第七項において同じ。）、理事会又は清算人会の議事録（中小企業等協同組合法第三十六条の六第四項（同法第六十九条において準用する場合を含む。）、信用金庫法第三十七条第三項（同法第六十三条において準用する場合を含む。）又は労働金庫法第三十九条第三項（同法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定により理事会又は清算人会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面）</p>



二  
(略)

二  
(略)

改正案		
<p>（代表理事について準用する会社法の読替え）                  第一条の六 法第三十七条の七第四項の規定において代表理事について会社法第三百五十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
（略）	（略）	（略）
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>（代表理事について準用する会社法の読替え）                  第一条の六 法第三十七条の七第一項の規定において代表理事について会社法第三百五十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
（略）	（略）	（略）
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
現行		

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）

<p>改正案</p>	<p>（法第二条第一項第四号の政令で定めるダンスの教授に関する講習）          第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）          第二条第一項第四号の政令で定めるダンスの教授に関する講習は、          社団法人全日本ダンス協会連合会（昭和六十年五月三十日に社団法人全日本ダンス協会連合会という名称で設立された法人をいう。次条において同じ。）          又は財団法人日本ボールルームダンス連盟（平成四年三月二十四日に財団法人日本ボールルームダンス連盟という名称で設立された法人をいう。次条において同じ。）          がダンスの教授に関する技能及び知識に関する講習であつて、ダンスを有償で教授する能力を有する者を養成することができるものとして国家公安委員会が指定するものとする。</p>
<p>現行</p>	<p>（法第二条第一項第四号の政令で定めるダンスの教授に関する講習）          第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）          第二条第一項第四号の政令で定めるダンスの教授に関する講習は、          社団法人全日本ダンス協会連合会又は財団法人日本ボールルームダンス連盟がダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習であつて、ダンスを有償で教授する能力を有する者を養成することができるものとして国家公安委員会が指定するものとする。</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>(登記の期間)                  第十一条 (略)                  2～4 (略)                  (削る)</p>	<p>(登記の期間)                  第十一条 (略)                  2～4 (略)                  5   農林中央金庫の前各項の規定の適用については、これらの規定中「二週間以内に、主たる事務所の所在地において」とあるのは、「、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」とする。</p>

改正案	現行
<p>（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等の特例に係る公的医療機関開設者等）</p> <p>第二条 法第十一条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 公益社団法人及び公益財団法人</p>	<p>（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等の特例に係る公的医療機関開設者等）</p> <p>第二条 法第十一条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人</p>

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）

改正案

現行

（危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置）  
 第二十九条 法第百三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む）の政令で定める区分は、次の表の上欄に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に定める区分とし、同項の政令で定める措置は、当該区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める措置とする。

（危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置）  
 第二十九条 法第百三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む）の政令で定める区分は、次の表の上欄に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に定める区分とし、同項の政令で定める措置は、当該区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める措置とする。

物質の種類	区分	措置
（略） 前条第十号に掲げる物質	（略） 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律施行令（平成七年政令第三百九十六号）第二条第二項に規定する主務大臣	（略） 法第百三条第三項各号に掲げる措置

物質の種類	区分	措置
（略） 前条第十号に掲げる物質	（略） 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律施行令（平成七年政令第三百九十六号）第二条第二項に規定する主務大臣	（略） 法第百三条第三項各号に掲げる措置

保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）

改正案		現行	
附則			
（移行法人に関する読替え）			
<p>第一条の二 保険業法等の一部を改正する法律（以下この条から附則第八条までにおいて「改正法」という。）附則第五条第八項の規定により同条第五項の規定により移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人について改正法の規定を適用する場合における改正法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
読み替える改正法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	（新設）
<p>附則第三条第一項 第二号</p>	<p>法人であるときは、資 本金若しくは出資の額 又は基金の総額</p>	<p>出資の額又は基金の総 額</p>	
<p>附則第八条の見出し</p>	<p>特定保険業者であった 保険会社等</p>	<p>移行法人から保険契約 の移転を受けた保険会 社等</p>	

附則第八条第二項	特定保険業者であった 保険会社又は特定保険 業者	移行法人
附則第十六条第十 項及び第十四項	施行日前又は附則第二 条第一項の規定により 特定保険業を行う間	移行登記をした日前

(特定少額短期保険業者に係る解散等の認可をしない理由とならない  
保険契約)

第二条 改正法附則第十五条第十二項において準用する保険業法(次条  
並びに附則第四条、第七条及び第八条において「法」という。)(第百  
五十三条第三項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるもの  
とする。

一・二 (略)

(特定少額短期保険業者に係る解散等の認可をしない理由とならない保  
険契約)

第二条 保険業法等の一部を改正する法律(以下この条から附則第八条ま  
でにおいて「改正法」という。)(附則第十五条第十二項において準用す  
る保険業法(次条並びに附則第四条、第七条及び第八条において「法」  
という。)(第百五十三条第三項に規定する政令で定める保険契約は、次  
に掲げるものとする。

一・二 (略)



(第三章 総務省関係)

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)

改正案	現行
<p>(普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲)</p> <p>第五十二条 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社</p> <p>2 当該普通地方公共団体及び一又は二以上の前項第二号に掲げる法人(この項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、同号に掲げる法人とみなす。</p> <p>3 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲)</p> <p>第五十二条 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している民法第三十四条の法人及び株式会社</p> <p>2 当該普通地方公共団体及び一又は二以上の前項第二号に掲げる法人(この項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している民法第三十四条の法人及び株式会社は、同号に掲げる法人とみなす。</p> <p>3 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一に相当する額以上の額の債務を負担している民法第三十四条の法人及び株式会社とする。</p> <p>4 (略)</p>

(行政財産である土地を貸し付けることができる法人)

第六十九條の二 地方自治法第二百三十八條の四第二項第二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 (略)

二 港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

三・四 (略)

(削る)

(行政財産である土地を貸し付けることができる法人)

第六十九條の二 地方自治法第二百三十八條の四第二項第一号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 (略)

二 港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している民法第三十四條の法人及び株式会社

三・四 (略)

第七十九條の二 地方自治法第二百六十條の二第十五項の規定により民法の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十八條第一項	定款は	
	総社員	町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であつて地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十條の二第一項の規定により認可を受けたもの(以下「認可地縁団体」という。)の規約は
	総構成員	

一 項	第 五 十 二 条 第 一 項		二 項	第 五 十 一 条 第 二 項	一 項	第 五 十 一 条 第 一 項	十 条	第 四 十 四 条 第 一 項 及 び 第 五 十 条	二 項	第 三 十 八 条 第 二 項	
	法 人	社 員 の	社 員 名 簿	社 団 法 人	設 立 の 時	法 人		法 人		定 款	定 款 に
	認 可 地 縁 団 体	構 成 員 の	構 成 員 名 簿	認 可 地 縁 団 体	認 可 を 受 け る 時	認 可 地 縁 団 体		認 可 地 縁 団 体		規 約	規 約 に

一 号 第 五 十 九 条 第 一 号	法 人	附 行 為 定 款 、 寄 附 規 約	認 可 地 縁 団 体	第 五 十 七 条	法 人	認 可 地 縁 団 体	第 五 十 三 条	法 人	認 可 地 縁 団 体
第 五 十 五 条	附 行 為 定 款 、 寄 附 規 約	認 可 地 縁 団 体	認 可 地 縁 団 体	附 行 為 定 款 、 寄 附 規 約	社 団 法 人 に あ つ て は 總 会	附 行 為 の 趣 旨	法 人	認 可 地 縁 団 体	
認 可 地 縁 団 体	認 可 地 縁 団 体	認 可 地 縁 団 体	認 可 地 縁 団 体	認 可 地 縁 団 体	認 可 地 縁 団 体	認 可 地 縁 団 体	認 可 地 縁 団 体	認 可 地 縁 団 体	

第六十三條		第六十二條	第六十一條第 二項		第六十一條第 一項	第六十條		第五十九條第 三號
定款	社団法人	定款	定款	総社員	社団法人	社員	社団法人	、定款 若しくは 寄附行為
規約	認可地縁団体	規約	規約	総構成員	認可地縁団体	構成員	認可地縁団体	若しくは規約

第六十八條第 一項第一号	第六十八條第 一項	第六十六條	第六十五條第 三項	第六十五條第 二項	第六十五條第 一項	第六十四條
社団法人 認可地縁団体	定款又は 規約 寄附行為	法人は 認可地縁団体は	社員 構成員	社団法人 認可地縁団体	社員 構成員	定款 規約

二項	第六十八條第 二項第二号	第六十九條	第七十條第一 項	第七十二條第 一項			
社員	社員	社団法人	法人	定款又は 寄附行為	法人	社団法人	は、總會 にあつて
構成員	構成員	認可地縁団体	認可地縁団体	規約	認可地縁団体	總會	

第七十三条	法人	認可地縁団体
第七十四条	法人	認可地縁団体
第八十条、第八十一条及び第八十二条第一項	法人 行為 定款若しくは寄附 規約	認可地縁団体

地方自治法第二百六十条の二第十五項の規定により非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十五条第一項	法人	町又八字ノ区域其他市町村内ノ一定ノ区域ニ住所ヲ有スル者ノ地縁ニ基キテ形成セラレタル団体ニシテ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項ノ規定ニ依リテ認可ヲ受ケタルモノ（以下認可地縁
----------	----	--



第三十五条第 二項、第三十 六条から第三 十九条まで及 び第四十条第 一項	法人  認可地縁団体
	団体ト称ス

改正案	現行
<p>（地方公営企業の用に供する行政財産である土地の貸付け）</p> <p>第二十六条の五 地方公営企業の用に供する行政財産である土地は、地方自治法第二百三十八条の四第二項から第五項までの規定によるほか、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十九条の二各号に掲げる者、<u>一般社団法人及び一般財団法人、株式会社並びに総務大臣が指定する法人</u>に対し、当該土地の用途として適切と認められる建物又は施設の用に供させるため、当該地方公営企業の収益の確保に寄与する場合に限り、これを貸し付けることができる。この場合においては、地方自治法第二百三十八条の五第四項及び第五項の規定を準用する。</p>	<p>（地方公営企業の用に供する行政財産である土地の貸付け）</p> <p>第二十六条の五 地方公営企業の用に供する行政財産である土地は、地方自治法第二百三十八条の四第二項から第五項までの規定によるほか、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十九条の二各号に掲げる者、<u>民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、株式会社及び総務大臣が指定する法人</u>に対し、当該土地の用途として適切と認められる建物又は施設の用に供させるため、当該地方公営企業の収益の確保に寄与する場合に限り、これを貸し付けることができる。この場合においては、地方自治法第二百三十八条の五第四項及び第五項の規定を準用する。</p>

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第二条 常時勤務に服することを要する地方公務員以外の地方公務員で法第 二条第一項第一号の規定により職員に含まれるものは、次に掲げる者とす る。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>四の二 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平 成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された者</p> <p>五 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第二条 常時勤務に服することを要する地方公務員以外の地方公務員で法第 二条第一項第一号の規定により職員に含まれるものは、次に掲げる者とす る。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>四の二 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された者</p> <p>五 (略)</p>

改正案		別表第二（第十六条関係）	
(略)	行政文書の区分	(略)	保存期間
	<p>三イ (略)</p> <p>□ 独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人若しくは同条第三項に規定する大学共同利用機関法人、特殊法人又は認可法人の業務の実績報告書</p> <p>ハチ (略)</p>		
現行		別表第二（第十六条関係）	
(略)	行政文書の区分	(略)	保存期間
	<p>三イ (略)</p> <p>□ 独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人若しくは同条第三項に規定する大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人の業務の実績報告書</p> <p>ハチ (略)</p>		

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第一条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令</p> <p>一、百二十六（略）</p>	<p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第一条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一、百二十六（略）</p>

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十（略）</p> <p>二十一 公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>二十二 二十八（略）</p> <p>（管理室の所掌事務）</p> <p>第二十六条 管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>二十九（略）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十（略）</p> <p>二十一 公益法人及び公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>二十二 二十八（略）</p> <p>（管理室の所掌事務）</p> <p>第二十六条 管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 公益法人及び公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>二十九（略）</p>

(第四章 法務省関係)  
 弁護士会登記令(昭和二十四年政令第三百二十一号)

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>(他の登記所の管轄区域内への事務所移転の登記)      第一条 弁護士会がその事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては弁護士法(以下「法」という。)第三十四条第二項に掲げる事項を登記しなければならない。</p> <p>(削る)</p>	<p>(事務所移転の登記)      第一条 弁護士会が事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては弁護士法(以下「法」という。)第三十四条第二項に掲げる事項を登記しなければならない。</p> <p>2 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。</p>

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>(設立の登記)</p> <p>第二条 独立行政法人等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地においてしなければならない。</p> <p>2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。</p> <p>一 名称</p> <p>二 事務所の所在場所</p>	<p>(登記事項)</p> <p>第二条 独立行政法人等が登記しなければならない事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 名称</p> <p>二 事務所の所在場所</p> <p>三 代表権を有する者の氏名、住所及び資格</p> <p>四 独立行政法人及び国立大学法人等にあつては、資本金</p> <p>五 代表権の範囲又は制限に関する定めがある独立行政法人にあつては、その定め</p> <p>六 独立行政法人北方領土問題対策協会にあつては、基金</p> <p>七 別表の名称の欄に掲げる法人にあつては、同表の登記事項の欄に掲げる事項</p> <p>(設立の登記)</p> <p>第三条 独立行政法人等の設立の登記は、主たる事務所の所在地においてしなければならない。</p> <p>2 前項の登記には、前条に掲げる事項を登記しなければならない。</p>



三 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

四 独立行政法人及び国立大学法人等にあつては、資本金

五 代表権の範囲又は制限に関する定めがある独立行政法人にあつては、  
その定め

六 独立行政法人北方領土問題対策協会にあつては、基金

七 別表の名称の欄に掲げる法人にあつては、同表の登記事項の欄に掲げる事項

(削る)

(変更の登記)

第三条 独立行政法人等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四月以内にすれば足りる。

(削る)

3 独立行政法人等は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前条に掲げる事項を登記しなければならない。

(新設)

(従たる事務所の新設の登記)

第四条 独立行政法人等は、成立後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に第一条に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第四条 独立行政法人等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(削る)

(削る)

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第五条 独立行政法人等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第五条 独立行政法人等は、主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第六条 独立行政法人等は、第二条に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

2 資産の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、その事業年度終了後、四月以内にすれば足りる。

(代表者の職務執行停止等の登記)

第七条 独立行政法人等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若

しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(代理人の登記)

第六条 別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 独立行政法人及び国立大学法人等が独立行政法人通則法第二十五条(国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。)の代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときも、同様とする。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(新設)

(解散の登記)

第七条 独立行政法人等が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第八条 独立行政法人等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第九条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

- 一 独立行政法人等の設立に際して従たる事務所を設けた場合 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内
- 二 独立行政法人等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

第八条 独立行政法人等は、解散したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第九条 独立行政法人等は、清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(新設)

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第十条 独立行政法人等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における清算結了の登記）

第十一条 独立行政法人等の清算が結了したときは、清算結了の日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、清算結了の登記をしなければならない。

（登記簿）

第十二条 登記所に、独立行政法人等登記簿を備える。

（代理人の登記）

第十条 別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律中に、主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる旨の規定があるものは、その代理人を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 独立行政法人及び国立大学法人等は、独立行政法人通則法第二十五条（国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。）の代理人を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律中に、業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる旨の規定があるものが、その代理人を選任したときも、同様とする。

3 前二項の規定により登記した事項に変更を生じ、又は代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内にその登記をしなければならない。

(設立の登記の申請)

第十三条 設立の登記は、独立行政法人等を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、独立行政法人等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第一条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を登記すべき独立行政法人等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

4 資本金その他これに準ずるものを登記すべき独立行政法人等の設立の登記の申請書には、資本金その他これに準ずるものにつき必要な払込み又は給付があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十四条 第一条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(管轄登記所及び登記簿)

第十一条 独立行政法人等の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、独立行政法人等登記簿を備える。

(設立の登記の添付書面)

第十二条 設立の登記の申請書には、代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

2 第一条第四号から第七号までに掲げる事項を登記すべき独立行政法人等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

3 資本金その他これに準ずるものを登記すべき独立行政法人等の設立の登記の申請書には、資本金その他これに準ずるものにつき必要な払込み又は給付があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の添付書面)

第十三条 事務所の新設若しくは移転又は第二条に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(代理人の登記の申請)

第十五条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(削る)

(解散の登記の申請)

第十六条 解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

第十七条 (略)

(商業登記法の準用)

(解散の登記の添付書面)

第十四条 解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の添付書面)

第十五条 第十条第一項又は第二項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 第十条第二項の登記の申請書には、代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

3 第十条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

4 第十条第一項から第三項までの登記の申請書には、主たる事務所の所在地の登記所に申請する場合を除き、登記所において作成した独立行政法人等を代表する者の印鑑の証明書を添付しなければならない。

(新設)

第十六条 (略)

(商業登記法の準用)

第十八条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十四号から第十六号までを除く。）、第二十六条、第二十七條、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第二百二十二條から第四百八条までの規定は、独立行政法人等の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「独立行政法人等登記令第九条第二項各号」と読み替えるものとする。

（特則）

第十九条 社会保険診療報酬支払基金については、出張所は、第二条第二項第二号に掲げる事務所に含まれるものとし、この政令中従たる事務所に關する規定は、出張所にも適用する。

2 第三条第一項の規定にかかわらず、独立行政法人農林漁業信用基金又は独立行政法人緑資源機構については、資本金の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 日本銀行については、第二条第二項第二号に掲げる事務所は、本店及び支店とし、この政令中、主たる事務所に關する規定は本店に、従たる事務所に關する規定は支店に適用する。

第十七条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十四号から第十六号までを除く。）、第二十六条、第二十七條、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第二百二十二條から第四百八条までの規定は、独立行政法人等の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「独立行政法人等登記令第二条各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において独立行政法人等登記令第一条各号に掲げる事項を登記する場合には」と読み替えるものとする。

（特則）

第十八条 社会保険診療報酬支払基金については、出張所は、第二条第二号に掲げる事務所に含まれるものとし、この政令中従たる事務所に關する規定は、出張所にも適用する。

2 独立行政法人農林漁業信用基金又は独立行政法人緑資源機構については、資本金の変更の登記は、第六条第一項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、その事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすれば足りる。

3 日本銀行については、第二条第二号に掲げる事務所は、本店及び支店とし、この政令中、主たる事務所に關する規定は本店に、従たる事務所に關する規定は支店に適用する。



4 日本赤十字社については、第一条第二項第二号に掲げる事務所は、主たる事務所に限るものとし、この政令中従たる事務所に関する規定は、適用しない。

別表（第一条、第二条、第六条関係）

名称	根拠法	登記事項
(略)	(略)	(略)

4 日本赤十字社については、第一条第二号に掲げる事務所は、主たる事務所に限るものとし、この政令中従たる事務所に関する規定は、適用しない。

別表（第一条、第二条、第十条関係）

名称	根拠法	登記事項
(略)	(略)	(略)

	改正案		現行
<p>2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。</p> <p>（削る）</p> <p>（設立の登記）</p> <p>第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内に行なわれなければならない。</p>	<p>2 前項の登記には、前条に掲げる事項を登記しなければならない。</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 別表一の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。</p> <p>（登記事項）</p> <p>第二条 組合等が登記しなければならない事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 目的及び業務</li> <li>二 名称</li> <li>三 事務所の所在場所</li> <li>四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格</li> <li>五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由</li> <li>六 別表一の登記事項の欄に掲げる事項</li> </ul> <p>（設立の登記）</p> <p>第三条 組合等の設立の登記は、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において行なわれなければならない。</p>

一 目的及び業務

二 名称

三 事務所の所在場所

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

(削る)

(変更の登記)

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から二月以内にすれば足りる。

(削る)

3 組合等は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前条に掲げる事項を登記しなければならない。

(新設)

(従たる事務所の新設の登記)

第四条 組合等は、成立後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に第一条に掲げる事項を登記

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(削る)

(削る)

し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第五条 組合等は、主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第六条 組合等は、第二条に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

2 基金、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、その事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすれば足りる。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(代理人の登記)

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

3 資産の総額の変更の登記は、第一項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、その事業年度終了後、二月以内にすれば足りる。

(代表者の職務執行停止等の登記)

第七条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(新設)

ない。

(解散の登記)

第七条 組合等が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなった事項を登記し、登記を要しないこととなった事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

(解散の登記)

第八条 組合等は、解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第九条 組合等は、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併により設立する組合等については第二条に掲げる事項の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第十条 組合等は、定款又は寄附行為の変更の認可その他種類を異にする組合等となるため必要な手続が終了した日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、新たに登記すべきこととなった事項を登記し、登記を要しないこととなった事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。  
い。

(従たる事務所の所在地における登記)

第十一条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に掲げる場合を除く。)  
主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する組合等が合併に際して従たる事務所を設けた場合  
合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から三週間以内

三 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合  
従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるもの)

第十一条 組合等は、清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(新設)

に限る。( )の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第十二条 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。 )においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。 )においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所における変更の登記等)

第十三条 第八条及び第十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する組合等についての変更の登記は、第十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限る、するものとする。

(登記の囑託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、

(代理人の登記)

第十二条 組合等のうち、別表一の根拠法の欄に掲げる法律中に、主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができる旨の規定があるものは、その代理人を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表一の根拠法の欄に掲げる法律中に、業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができ旨の規定があるものは、その代理人を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更を生じ、又は代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内にその登記をしなければならない。

(設立無効等の登記)

第十三条 別表二の名称の欄に掲げる組合等につき同表の判決の欄に掲げる判決が確定したときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その旨を登記しなければならない。ただし、決議の不存在若しくは無効



裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所（第三号に規定する場合であつて当該決議によつて第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

2 組合等の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

3 前項に規定する場合において、同項の訴えに係る請求の目的に係る合併により第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各組合等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項に規定する登記を嘱託しなければならない。

4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、決議事項の登記がないときは、この限りでない。

（管轄登記所及び登記簿）

第十四条 組合等の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、組合等登記簿を備える。

（登記の嘱託）

第十五条 第十三条の登記は、官庁の嘱託によつてする。官庁の処分により、組合等を代表する者が解任され、又は組合等が解散した場合の登記も、同様とする。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるもの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない

(設立の登記の添付書面)

第十六条 (新設)

1 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

2 第二条第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の添付書面)

第十七条 事務所の新設若しくは移転又は第二条に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

2 組合等のうち、別表一の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるもの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（代理人の登記の申請）

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

（解散の登記の申請）

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表一の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（解散の登記の添付書面）

第十八条 第八条の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

（合併による変更の登記の添付書面）

第十九条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表一の根拠法の欄に掲げる法律中に、合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をす

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等(当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定められた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の登記の申請)

ることを要する旨の規定があるものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表一の根拠法の欄に掲げる法律中に、合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定められた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の登記の添附書面)

第二十条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条及び前条に規定する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の添附書面)

第二十一条 第十条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記の添附書面)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第二十三条 清算結了の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二条、第八十三条及び第三百三十二条から第四百四十八条までの規定は、組合等の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の

第二十三条 清算結了の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の添付書面)

第二十三条 第十二条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 第十二条第二項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

3 第十二条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

4 第十二条第一項から第三項までの登記の申請書には、主たる事務所の所在地の登記所に申請する場合を除き、登記所において作成した組合等を代表する者の印鑑の証明書を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二条、第八十三条及び第三百三十二条から第四百四十八条までの規定は、組合等の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項

所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「組合等登記令第十一条第二項各号」と読み替えるものとする。

(特則)

第二十六条 次に掲げる法人については、第二条第二項第一号に掲げる事項は、登記することを要しない。

一〜六 (略)

- 2 森林組合連合会に対する第七条の規定の適用については、同条中「合併及び破産手続開始の決定による解散」とあるのは、「合併、破産手続開始の決定及び森林組合法第八十条の二第四項第一号に掲げる事由による解散」とする。
- 3 森林組合及び森林組合連合会に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条	合併を	合併又は森林組合法第八十条の三第一項の規定による権利義務の承継（以下「承継」という。）を
-----	-----	--

中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「組合等登記令第一条各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において組合等登記令第二条各号に掲げる事項を登記する場合には」と読み替えるものとする。

(特則)

第二十六条 次に掲げる法人については、第二条第一号に掲げる事項は、登記することを要しない。

一〜六 (略)

- 2 森林組合連合会に対する第八条の規定の適用については、同条中「合併及び破産手続開始の決定による解散」とあるのは、「合併、破産手続開始の決定及び森林組合法第八十条の二第四項第一号に掲げる事由による解散」とする。
- 3 森林組合及び森林組合連合会に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条	(新設)	(新設)
-----	------	------



<p>4 管理組合法人又は団地管理組合法人の設立の登記の申請書には、<u>第十六</u>条第一項の規定にかかわらず、次の書面を添付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第二条第一項第一号</u>に掲げる事項を証する書面</p> <p>三 管理組合法人又は団地管理組合法人を代表すべき者の資格を証する書面</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 弁護士法人が弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条の二十四の規定により継続したときは、<u>二週間以内</u>に、その主たる事務所の所在地において、<u>継続の登記をしなければならない</u>。</p> <p>8 (略)</p> <p>別表(第一条、第二条、<u>第六条</u>、<u>第十七条</u>、<u>第二十条</u>関係)</p> <table border="1" data-bbox="518 185 635 1077"> <tr> <td>名称</td> <td>根拠法</td> <td>登記事項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(削る)</p>	名称	根拠法	登記事項	(略)	(略)	(略)	<p>4 管理組合法人及び団地管理組合法人の設立の登記の申請書には、<u>第十</u>六条第一項の規定にかかわらず、次の書面を添付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第二条第一号</u>に掲げる事項を証する書面</p> <p>三 代表権を有する者の資格を証する書面</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 弁護士法人は、<u>弁護士法</u>(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条の二十四の規定により継続したときは、<u>主たる事務所</u>の所在地においては<u>二週間以内</u>に、<u>従たる事務所</u>の所在地においては<u>三週間以内</u>に、<u>継続の登記をしなければならない</u>。</p> <p>8 (略)</p> <p>別表一(第一条、第二条、<u>第十二条</u>、<u>第十七条</u>、<u>第十九条</u>関係)</p> <table border="1" data-bbox="518 1144 635 2024"> <tr> <td>名称</td> <td>根拠法</td> <td>登記事項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>別表二(<u>第十三条</u>関係)</p> <table border="1" data-bbox="295 1144 411 2024"> <tr> <td>名称</td> <td>判決</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	名称	根拠法	登記事項	(略)	(略)	(略)	名称	判決	(略)	(略)
名称	根拠法	登記事項															
(略)	(略)	(略)															
名称	根拠法	登記事項															
(略)	(略)	(略)															
名称	判決																
(略)	(略)																



改正案	現行
<p>（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しよ うとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農 地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十 五号）第四条第二項に規定する法人をいう。以下同じ。）であつて、一 般社団法人若しくは一般財団法人であるもの又は土地改良法第九十五条 第一項の規定により土地改良事業を行う同法第三条に規定する資格を有 する者</p> <p>二 六（略）</p> <p>七 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業 その他の農地保有の合理化に関する事業で農業振興地域の整備に関する 法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定さ れた農業振興地域の区域内において行われるもの 農地保有合理化法人 であつて、一般社団法人又は一般財団法人であるもの（農地保有合理化 事業にあつては、当該法人又は農地保有合理化法人である農業協同組合</p>	<p>（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者 は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しよ うとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農 地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十 五号）第四条第二項に規定する法人をいう。以下同じ。）であつて、民 法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された もの又は土地改良法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う 同法第三条に規定する資格を有する者</p> <p>二 六（略）</p> <p>七 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業 その他の農地保有の合理化に関する事業で農業振興地域の整備に関する 法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定さ れた農業振興地域の区域内において行われるもの 農地保有合理化法人 であつて、民法第三十四条の規定により設立されたもの（農地保有合理 化事業にあつては、当該法人又は農地保有合理化法人である農業協同組 合）</p>

八〇十四 (略)

八〇十四 (略)

改正案	現行
<p>（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する法人をいう。以下同じ。）であつて、一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの又は土地改良法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う同法第三条に規定する資格を有する者</p> <p>二了六（略）</p> <p>七 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業 その他の農地保有の合理化に関する事業で農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内において行われるもの 農地保有合理化法人であつて、一般社団法人又は一般財団法人であるもの（農地保有合理化事業にあつては、当該法人又は農地保有合理化法人である農業協同組合</p>	<p>（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する法人をいう。以下同じ。）であつて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立されたもの又は土地改良法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う同法第三条に規定する資格を有する者</p> <p>二了六（略）</p> <p>七 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業 その他の農地保有の合理化に関する事業で農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内において行われるもの 農地保有合理化法人であつて、民法第三十四条の規定により設立されたもの（農地保有合理化事業にあつては、当該法人又は農地保有合理化法人である農業協同組</p>

八  
、  
十  
四  
合  
(略)

八  
、  
十  
四  
合  
(略)

公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）

<p>改正案</p>	<p>（定款の認証） 第三十五条 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十三条及び第百五十五条の規定による定款の認証についての手数料の額は、五万円とする。</p>
<p>現行</p>	<p>（定款の認証） 第三十五条 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による定款の認証についての手数料の額は、五万円とする。</p>

(第五章 外務省関係)

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律施行令(平成七年政令第二百九十六号)

改正案	現行
<p>細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律施行令</p> <p>(報告徴収)</p> <p>第一条 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(以下「法」という。)(第五条第一項の規定により主務大臣が業として生物剤又は毒素を取り扱う者(以下「生物剤等取扱者」という。))に対し報告を求めることができる事項は、当該生物剤又は毒素の種類、数量その他の取扱いの業務に関する事項とする。</p> <p>(主務大臣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 第五条第一項の規定による報告の徴収についての主務大臣は、生物剤等取扱者が行う生物剤又は毒素に係る事業を所管する大臣とする。ただし、生物剤等取扱者が、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人である場合又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人であ</p>	<p>細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律施行令</p> <p>(報告徴収)</p> <p>第一条 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律(以下「法」という。)(第五条第一項の規定により主務大臣が業として生物剤又は毒素を取り扱う者(以下「生物剤等取扱者」という。))に対し報告を求めることができる事項は、当該生物剤又は毒素の種類、数量その他の取扱いの業務に関する事項とする。</p> <p>(主務大臣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 第五条第一項の規定による報告の徴収についての主務大臣は、生物剤等取扱者が行う生物剤又は毒素に係る事業を所管する大臣とする。ただし、生物剤等取扱者が、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人である場合又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人であ</p>

る場合にあっては、これらの法人の監督に関する事務の主任の大臣とする。

る場合にあってはこれらの法人の監督に関する事務の主任の大臣とし、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人である場合にあっては当該法人の主務官庁の主任の大臣とする。

(第六章 財務省関係)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和二十九年政令第百三三号)

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>(免税輸入資材等の譲受の制限の特例)                  第七条の二 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する譲受が生産性の向上に関する日本国とアメリカ合衆国との間の<u>取極に基づき</u>アメリカ合衆国政府の輸入に係る資材等を財団法人社会経済生産性本部(昭和三十年三月一日に財団法人日本生産性本部という名称で設立された法人をいう。)に引き渡すためのものである場合とする。</p>	<p>(免税輸入資材等の譲受の制限の特例)                  第七条の二 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する譲受が生産性の向上に関する日本国とアメリカ合衆国との間の<u>取極に基づき</u>アメリカ合衆国政府の輸入に係る資材等を財団法人日本生産性本部に引き渡すためのものである場合とする。</p>



<p>改正案</p>	<p>（博覧会等の指定）                      第五十一条の二 法第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）に規定する政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するものは、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人が開催する博覧会、見本市その他これらに類するもの並びにこれらに準ずる博覧会、見本市その他これらに類するもので財務省令で定めるもの（以下「博覧会等」と総称する。）とする。</p>
<p>現行</p>	<p>（博覧会等の指定）                      第五十一条の二 法第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）に規定する政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するものは、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人が開催する博覧会、見本市その他これらに類するもの並びにこれらに準ずる博覧会、見本市その他これらに類するもので財務省令で定めるもの（以下「博覧会等」と総称する。）とする。</p>

改正案

現行

（博覧会等の指定）

第十三条の二 法第十四条第三号の三（博覧会等用のカタログ等の無条件免税）に規定する政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するものは、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人が開催する博覧会、見本市その他これらに類するもの並びにこれらに準ずる博覧会、見本市その他これらに類するもので財務省令で定めるものとする。

（博覧会等の指定）

第十三条の二 法第十四条第三号の三（博覧会等用のカタログ等の無条件免税）に規定する政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するものは、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人が開催する博覧会、見本市その他これらに類するもの並びにこれらに準ずる博覧会、見本市その他これらに類するもので財務省令で定めるものとする。

（関税を免除する消費物品の指定等）

第二十一条 法第十五条第一項第五号の二八（博覧会等で消費される物品の特定用途免税）に規定する政令で定める博覧会等は、展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便宜に関する通関条約第一条（a）（定義）に規定する催しに該当する博覧会等とし、同号に規定する博覧会等の会場において消費される物品のうち政令で定めるものは、同条約第六条1（b）又は（c）（催しにおいて消費される物品）に規定する物品（国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会の会場又は国際機関、本邦若しくは外国

（関税を免除する消費物品の指定等）

第二十一条 法第十五条第一項第五号の二八（博覧会等で消費される物品の特定用途免税）に規定する政令で定める博覧会等は、展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便宜に関する通関条約第一条（a）（定義）に規定する催しに該当する博覧会等とし、同号に規定する博覧会等の会場において消費される物品のうち政令で定めるものは、同条約第六条1（b）又は（c）（催しにおいて消費される物品）に規定する物品（国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会の会場又は国際機関、本邦若しくは外国

の政府若しくは地方公共団体若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人  
が開催する博覧会、見本市その他これらに類するものの会場（関税法第六  
十二条の二第一項（保税展示場の許可）又は第六十二条の八第一項（総合  
保税地域の許可）の許可を受けたものに限る。）に展示される外国貨物の  
作動の際に消費される燃料油その他財務大臣が指定した物品を含む。）と  
する。

の政府若しくは地方公共団体若しくは民法第三十四条（公益法人の設立）  
の規定により設立された法人が開催する博覧会、見本市その他これらに類  
するものの会場（関税法第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）又は  
第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の許可を受けたものに限る  
。）に展示される外国貨物の作動の際に消費される燃料油その他財務大臣  
が指定した物品を含む。）とする。

改正案	現行
<p>(図書館資料の複製が認められる図書館等)</p> <p>第一条の三 法第三十一条(法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める図書館その他の施設は、国立国会図書館及び次に掲げる施設で図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員が置かれているものとする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人(次条から第三条までにおいて「一般社団法人等」という。)が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(著作物等の録音が認められる施設)</p> <p>第二条 法第三十七条第三項(法第百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項の知的障害児施設(専ら視覚障害を併せ有する児童を入所させるものに限る。)</p>	<p>(図書館資料の複製が認められる図書館等)</p> <p>第一条の三 法第三十一条(法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める図書館その他の施設は、国立国会図書館及び次に掲げる施設で図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員が置かれているものとする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人その他の営利を目的としない法人(次条から第三条までにおいて「公益法人」という。)が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(著作物等の録音が認められる施設)</p> <p>第二条 法第三十七条第三項(法第百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項の知的障害児施設(専ら視覚障害を併せ有する児童を入所させるものに限る。)</p>

及び盲ろうあ児施設（専ら同法第四十三條の二の盲児を入所させるものに限る。）で国、地方公共団体又は一般社団法人等が設置するもの

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設（点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するもの並びに点字刊行物を出版するものに限る。）で国、地方公共団体又は一般社団法人等が設置するもの

三・四（略）

五 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）で国、地方公共団体又は一般社団法人等が設置するもの

六（略）

2（略）

（聴覚障害者のための自動公衆送信が認められる者）

第二條の二 法第三十七條の二の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設（聴覚障害者用の録音物を製作し、又はこれを聴覚障害者の利用に供するものに限る。）を設置する者（国、地方公共団体又は一般社団法人等に限る。）

及び盲ろうあ児施設（専ら同法第四十三條の二の盲児を入所させるものに限る。）で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設（点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するもの並びに点字刊行物を出版するものに限る。）で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの

三・四（略）

五 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの

六（略）

2（略）

（聴覚障害者のための自動公衆送信が認められる者）

第二條の二 法第三十七條の二の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設（聴覚障害者用の録音物を製作し、又はこれを聴覚障害者の利用に供するものに限る。）を設置する者（国、地方公共団体又は公益法人に限る。）

二 前号に掲げる者のほか、聴覚障害者のために情報を提供する事業を行う一般社団法人等のうち、聴覚障害者のための自動公衆送信に係る技術的能力及び経理的基礎その他の事情を勘案して聴覚障害者のための自動公衆送信を的確かつ円滑に行うことができるものとして文化庁長官が指定するもの

2 (略)

(映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設)

第二条の三 法第三十八条第五項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人等が設置する施設で、映画フィルムその他の視聴覚資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供する業務を行うものうち、文化庁長官が指定するもの

2 (略)

(記録保存所)

第三条 法第四十四条第一項又は第二項(法第百二条第一項において準用する場合を含む。)(の規定により作成された録音物又は録画物(以下この章において「一時的固定物」という。))を法第四十四条第三項ただし書(法第百二条第一項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)

(の規定により保存することができる公的な記録保存所(以下この章にお

二 前号に掲げる者のほか、聴覚障害者のために情報を提供する事業を行う公益法人のうち、聴覚障害者のための自動公衆送信に係る技術的能力及び経理的基礎その他の事情を勘案して聴覚障害者のための自動公衆送信を的確かつ円滑に行うことができるものとして文化庁長官が指定するもの

2 (略)

(映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設)

第二条の三 法第三十八条第五項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は公益法人が設置する施設で、映画フィルムその他の視聴覚資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供する業務を行うものうち、文化庁長官が指定するもの

2 (略)

(記録保存所)

第三条 法第四十四条第一項又は第二項(法第百二条第一項において準用する場合を含む。)(の規定により作成された録音物又は録画物(以下この章において「一時的固定物」という。))を法第四十四条第三項ただし書(法第百二条第一項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)

(の規定により保存することができる公的な記録保存所(以下この章にお

<p>二 放送又は有線放送の用に供した録音物又は録画物を記録として収集し、及び保存することを目的とする施設（一般社団法人等が設置するものに限る。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(債権者の代位)</p> <p>第二十九条 債権者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条の規定により債務者に代位して著作権等の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載し、かつ、代位の原因を証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>いて「記録保存所」という。）は、次に掲げる施設で、当該施設を設置する者の同意を得て文化庁長官が指定するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 放送又は有線放送の用に供した録音物又は録画物を記録として収集し、及び保存することを目的とする施設（公益法人が設置するものに限る。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(債権者の代位)</p> <p>第二十九条 債権者は、民法第四百二十三条の規定により債務者に代位して著作権等の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載し、かつ、代位の原因を証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>いて「記録保存所」という。）は、次に掲げる施設で、当該施設を設置する者の同意を得て文化庁長官が指定するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 放送又は有線放送の用に供した録音物又は録画物を記録として収集し、及び保存することを目的とする施設（一般社団法人等が設置するものに限る。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(債権者の代位)</p> <p>第二十九条 債権者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条の規定により債務者に代位して著作権等の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載し、かつ、代位の原因を証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>いて「記録保存所」という。）は、次に掲げる施設で、当該施設を設置する者の同意を得て文化庁長官が指定するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 放送又は有線放送の用に供した録音物又は録画物を記録として収集し、及び保存することを目的とする施設（公益法人が設置するものに限る。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(債権者の代位)</p> <p>第二十九条 債権者は、民法第四百二十三条の規定により債務者に代位して著作権等の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載し、かつ、代位の原因を証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

<p>改正案</p>	<p>（機構に業務を委託することができる者）                  第七条 法第十七条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。                  一 一般社団法人及び一般財団法人                  二 四（略）</p>
<p>現行</p>	<p>（機構に業務を委託することができる者）                  第七条 法第十七条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。                  一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人                  二 四（略）</p>



<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第五十九条 解散した連合会の財産は、規約で指定した者に帰属する。</p> <p>2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、会長は、厚生労働大臣の許可を得て、連合会の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。</p> <p>3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。</p> <p>(清算中の連合会の能力)</p> <p>第五十九条の二 解散した連合会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。</p>	<p>(解散及び清算)</p> <p>第五十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十二条から第七十六条まで、第七十七条(届出に関する部分に限る。)、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十六条から第三十七条まで及び第三十八条の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十二条第一項及び第二項並びに第七十四条中「定款」とあるのは「規約」と、同法第七十二条第二項、第七十七条第一項及び第二項並びに第八十三条中「主務官庁」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p>

(清算人)

第五十九条の三 連合会が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、会長、副会長及び理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において会長、副会長及び理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(新設)

(裁判所による清算人の選任)

第五十九条の四 前条の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(新設)

(清算人の解任)

第五十九条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人及び解散の届出)

第五十九条の六 清算人は、破産手続開始の決定及び法第百八十八条において読み替えて準用する法第二十九条第二項の規定による解散の命令の場合を除き、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(新設)

2 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定は、法第百八十八条において読み替えて準用する法第二十九

条第二項の規定による解散の命令の際に就職した清算人について準用する。

(清算人の職務及び権限)

第五十九条の七 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができ。

(債権の申出の催告等)

第五十九条の八 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(新設)

(新設)

(期間経過後の債権の申出)

第五十九条の九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、連合会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(裁判所による監督)

第五十九条の十 連合会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 連合会の解散及び清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第五十九条の十一 清算が結了したときは、清算人は、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(新設)

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十九条の十二 連合会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第五十九条の十三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十九条の十四 裁判所は、第五十九条の四の規定により清算人を選任した場合に、連合会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(新設)

(即時抗告)

第五十九条の十五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

(検査役の選任)

第五十九条の十六 裁判所は、連合会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(新設)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十九条の十四中「清算人及び監事」とあるのは、「連合会及び検査役」と読み替えるものとする。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）

<p>改正案</p>	<p>第七条（略） （略） 都道府県知事は、第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。 二～四（略）</p>
<p>現行</p>	<p>第七条（略） （略） 都道府県知事は、第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。 一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。 二～四（略）</p>

改正案	現行
<p>(指定試験機関の指定)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、法第三條の二第二項の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二 四 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(指定試験機関の指定)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、法第三條の二第二項の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二 四 (略)</p> <p>4 (略)</p>

<p>改正案</p>	<p>（法第六条第四項第一号二の政令で定める事業主団体）          第十四条の五 法第六条第四項第一号二の政令で定める事業主団体は、事業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人で、住宅の建設若しくは購入及び分譲の業務又は住宅資金の貸付けの業務その他勤労者の福祉を増進するための業務を行うものその他厚生労働大臣が指定する法人とする。</p>
<p>現行</p>	<p>（法第六条第四項第一号二の政令で定める事業主団体）          第十四条の五 法第六条第四項第一号二の政令で定める事業主団体は、事業協同組合、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で、住宅の建設若しくは購入及び分譲の業務又は住宅資金の貸付けの業務その他勤労者の福祉を増進するための業務を行うものその他厚生労働大臣が指定する法人とする。</p>



改正案	現行
<p>(登記の届出)</p> <p>第五条の十二 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。</p> <p>(読替規定)</p> <p>第五条の十五 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係る第五条の五及び前三条の規定の適用については、第五条の五中「法第四十二条の二第一項」とあるのは、「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の二第一項」と、「当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第五条の十二中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第一項、第五</p>	<p>(登記の届出)</p> <p>第五条の十二 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。</p> <p>(読替規定)</p> <p>第五条の十五 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係る第五条の五及び前三条の規定の適用については、第五条の五中「法第四十二条の二第一項」とあるのは、「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の二第一項」と、「当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第五条の十二中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第一項、第五</p>

十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項」と、前二条中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項」と、前二条中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

改正案	現行
<p>（母子福祉団体に対する監督等） 第十五条（略）</p> <p>2 法第十四条の規定により母子福祉団体に対する貸付けがなされたときは、都道府県知事は、その貸付けの目的が有効に達せられることを確保するため、当該母子福祉団体に対して、次の各号に掲げる権限を有する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該母子福祉団体の理事が法令若しくはこれに基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、当該理事を解職すべき旨を勧告すること。</p>	<p>（母子福祉団体に対する監督等） 第十五条（略）</p> <p>2 法第十四条の規定により母子福祉団体に対する貸付けがなされたときは、都道府県知事は、その貸付けの目的が有効に達せられることを確保するため、当該母子福祉団体に対して、次の各号に掲げる権限を有する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該母子福祉団体の理事が法令若しくはこれに基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは寄附行為に違反した場合において、当該理事を解職すべき旨を勧告すること。</p>

<p>改正案</p>	<p>（都道府県知事に対する厚生労働大臣の指示）          第一条 厚生労働大臣は、都道府県知事が職業能力開発促進法（以下「法」という。）<u>第四十一条</u>の規定による職業訓練法人の設立の認可を取り消す処分又は法第三十九条の二第一項の規定による職業訓練法人の業務の停止を命ずる処分をしないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、当該都道府県知事に対し、これらの規定による処分をすべきことを指示することができる。</p>
<p>現行</p>	<p>（都道府県知事に対する厚生労働大臣の指示）          第一条 厚生労働大臣は、都道府県知事が職業能力開発促進法（以下「法」という。）<u>第四十二条</u>の規定による職業訓練法人の設立の認可を取り消す処分又は法第四十三条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）<u>第六十七条</u>第一項の規定による職業訓練法人の業務の停止を命ずる処分をしないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、当該都道府県知事に対し、これらの規定による処分をすべきことを指示することができる。</p>

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（平成三年政令第二百四十四号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（一般社団法人の要件）                  第二条 法第二条第二項の政令で定める要件は、当該一般社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同条第一項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であることとする。</p>	<p>（社団法人の要件）                  第二条 法第二条第二項の政令で定める要件は、当該社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同条第一項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であることとする。</p>

改正案	現行
<p>（委員等の任命）</p> <p>第二条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、厚生労働大臣が任命する。</p> <p>一 社団法人日本医師会（昭和二十二年十一月一日に社団法人日本医師会という名称で設立された法人をいう。）の長</p> <p>二 社団法人日本歯科医師会（昭和二十二年十一月一日に社団法人日本歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）の長</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（委員等の任命）</p> <p>第二条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、厚生労働大臣が任命する。</p> <p>一 社団法人日本医師会の長</p> <p>二 社団法人日本歯科医師会の長</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案

現行

（貸付けを受けることができる者）

第二条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設を設置し、又は経営する一般社

団法人又は一般財団法人

四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第一項

の指定障害福祉サービス事業者（同法第五条第二項の居宅介護、同条第

三項の重度訪問介護、同条第六項の生活介護、同条第八項の短期入所、

同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十項の共同生活介護、同条

第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就

労継続支援又は同条第十六項の共同生活援助のうち、厚生労働大臣が定

めるサービスを行うものに限る。）又は同法附則第四十八条の規定によ

りなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定

する精神障害者社会復帰施設を設置し、若しくは経営する者である医療

法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人

四の二 障害者自立支援法第三十八条第一項に規定する指定障害者支援施

設のうち厚生労働大臣が定めるサービスを行うもの又は同法附則第四十

一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるこ

（貸付けを受けることができる者）

第二条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設を設置し、又は経営する民法（

明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した法人

四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第一項

の指定障害福祉サービス事業者（同法第五条第二項の居宅介護、同条第

三項の重度訪問介護、同条第六項の生活介護、同条第八項の短期入所、

同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十項の共同生活介護、同条

第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就

労継続支援又は同条第十六項の共同生活援助のうち、厚生労働大臣が定

めるサービスを行うものに限る。）又は同法附則第四十八条の規定によ

りなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定

する精神障害者社会復帰施設を設置し、若しくは経営する者である医療

法人又は民法第三十四条の規定により設立した法人

四の二 障害者自立支援法第三十八条第一項に規定する指定障害者支援施

設のうち厚生労働大臣が定めるサービスを行うもの又は同法附則第四十

一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるこ

<p>ととされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を設置し、又は経営する一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>四の三 障害者自立支援法第五条第十七項の相談支援事業を行う施設、同条第二十一項の地域活動支援センター及び同条第二十二項の福祉ホームを設置し、又は経営する一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>五 前条第二号に掲げる施設を設置し、又は経営する一般社団法人、一般財団法人、営利を目的とする法人その他厚生労働大臣の定める者</p> <p>六 前条第三号又は第四号に掲げる施設を設置し、又は経営する一般社団法人若しくは一般財団法人又は営利を目的とする法人</p> <p>七 (略)</p> <p>八 老人福祉法第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>附則</p> <p>(業務の特例)</p> <p>第五条の二 法附則第五条の二第四項の政令で定める法人は、一般社団法人又は一般財団法人で厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行うものとする。</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>ととされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を設置し、又は経営する民法第三十四条の規定により設立された法人</p> <p>四の三 障害者自立支援法第五条第十七項の相談支援事業を行う施設、同条第二十一項の地域活動支援センター及び同条第二十二項の福祉ホームを設置し、又は経営する民法第三十四条の規定により設立された法人</p> <p>五 前条第二号に掲げる施設を設置し、又は経営する民法第三十四条の規定により設立した法人、営利を目的とする法人その他厚生労働大臣の定める者</p> <p>六 前条第三号又は第四号に掲げる施設を設置し、又は経営する民法第三十四条の規定により設立した法人又は営利を目的とする法人</p> <p>七 (略)</p> <p>八 老人福祉法第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う民法第三十四条の規定により設立した法人</p> <p>附則</p> <p>(業務の特例)</p> <p>第五条の二 法附則第五条の二第四項の政令で定める法人は、民法第三十四条の規定により設立された法人で厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行うものとする。</p> <p>2～9 (略)</p>
--	--



発達障害者支援法施行令（平成十七年政令第百五十号）

<p>改正案</p>	<p>（法第十四条第一項の政令で定める法人）                  第二条 法第十四条第一項の政令で定める法人は、発達障害者の福祉の増進を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人とする。</p>
<p>現行</p>	<p>（法第十四条第一項の政令で定める法人）                  第二条 法第十四条第一項の政令で定める法人は、発達障害者の福祉の増進を目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人とする。</p>

改正案	現行
<p>(競馬の実施に関する事務の委託)                      第十七条の三 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、都道府県又は指定市町村は、法第二十一条の規定により、他の都道府県若しくは指定市町村又は競走の実施に関する事務を行うことを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人(次項において「競走実施一般社団法人等」という。)に次に掲げる事項に係る競馬の実施に関する事務を委託することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 都道府県又は指定市町村は、前項の規定により他の都道府県若しくは指定市町村又は競走実施一般社団法人等に競馬の実施に関する事務を委託しようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>4～10 (略)</p>	<p>(競馬の実施に関する事務の委託)                      第十七条の三 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、都道府県又は指定市町村は、法第二十一条の規定により、他の都道府県若しくは指定市町村又は競走の実施に関する事務を行うことを目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された法人(次項において「競走実施公益法人」という。)に次に掲げる事項に係る競馬の実施に関する事務を委託することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 都道府県又は指定市町村は、前項の規定により他の都道府県若しくは指定市町村又は競走実施公益法人に競馬の実施に関する事務を委託しようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>4～10 (略)</p>

改正案	現行
<p>（共同利用施設の所有者）</p> <p>第一条の二 法第二条第四項の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 農業、林業又は水産業の振興を主たる目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次に掲げる者が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を保有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（共同利用施設の所有者）</p> <p>第一条の二 法第二条第四項の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 農業、林業又は水産業の振興を主たる目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、次に掲げる者が、社団法人にあつては総社員の表決権の過半数を保有し、財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>三 （略）</p>

中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号）

改正案	現行
<p>（中小漁業者等）</p> <p>第一条 中小漁業融資保証法（以下「法」という。）第二条第一項第六号の政令で定める団体又は法人は、次に掲げる団体又は法人とする。</p> <p>一 水産業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、法第二条第一項第一号に掲げる者（漁業を営む個人に限る。以下この条において同じ。）若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（漁業又は水産加工業を行うものを除く。）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（中小漁業者等）</p> <p>第一条 中小漁業融資保証法（以下「法」という。）第二条第一項第六号の政令で定める団体又は法人は、次に掲げる団体又は法人とする。</p> <p>一 水産業の振興を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、法第二条第一項第一号に掲げる者（漁業を営む個人に限る。以下この条において同じ。）若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者又は地方公共団体が、社団法人にあつては総社員の表決権の過半数を有し、財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（漁業又は水産加工業を行うものを除く。）</p> <p>二・三（略）</p>

改正案	現行
<p>（農業者等）</p> <p>第一条 農業信用保証保険法（以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの</p> <p>七 （略）</p>	<p>（農業者等）</p> <p>第一条 農業信用保証保険法（以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 農業の振興を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の規定により設立された法人であつて、法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は地方公共団体が、社団法人にあつては総社員の表決権の過半数を有し、財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの</p> <p>七 （略）</p>

改正案	現行
<p>（漁業者等）</p> <p>第一条 漁業近代化資金融通法（以下「法」という。）第二条第一項第十号の政令で定める団体又は法人は、次に掲げる団体又は法人とする。</p> <p>一 水産業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、法第二条第一項第一号から第九号までに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの（漁業又は水産加工業を行うものを除く。）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（漁業者等）</p> <p>第一条 漁業近代化資金融通法（以下「法」という。）第二条第一項第十号の政令で定める団体又は法人は、次に掲げる団体又は法人とする。</p> <p>一 水産業の振興を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、法第二条第一項第一号から第九号までに掲げる者又は地方公共団体が、社団法人にあつては総社員の表決権の過半数を有し、財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの（漁業又は水産加工業を行うものを除く。）</p> <p>二・三（略）</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（担保又は保証人を要しない者）</p> <p>第五条 法第六条第一項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 造林の事業を行うことを主たる目的とする一般社団法人又は一般財団法人で、地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を保有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの</p> <p>二（略）</p>	<p>（担保又は保証人を要しない者）</p> <p>第五条 法第六条第一項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 造林の事業を行うことを主たる目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で、地方公共団体が、社団法人にあつては総社員の表決権の過半数を保有し、財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの</p> <p>二（略）</p>

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第三条 法第三十二条の六の規定による仮理事の選任、<u>法第三十三条の二第三号の規定による監事の報告の受理及び法第六十二条の規定による清算結了の届出の受理</u>についての農林水産大臣の権限に属する事務は、漁船保険組合（以下「組合」という。）の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行う。</p> <p>2 6 （略）</p>	<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第三条 法第四十一条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）<u>第五十六条の規定による仮理事の選任及び同法第五十九条第三号の規定による監事の報告の受理並びに法第六十二条において準用する民法第八十条の規定による清算結了の届出の受理</u>についての農林水産大臣の権限に属する事務は、漁船保険組合（以下「組合」という。）の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行う。</p> <p>2 6 （略）</p>



改正案	現行
<p>（農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外）</p> <p>第一条の六 法第三条第二項第二号の二及び第四号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>四の二 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定めるものが、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められること。</p> <p>五～七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外）</p> <p>第一条の六 法第三条第二項第二号の二及び第四号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>四の二 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う民法第三十四条の規定により設立された法人で農林水産省令で定めるものが、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められること。</p> <p>五～七（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改正案

現行

（農業者等）

第一条 農業近代化資金融通法（以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める団体又は法人は、次に掲げる団体又は法人とする。

一～六（略）

七 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの

八・九（略）

（農業近代化資金の種類、償還期限及び据置期間）

第二条 法第二条第三項の政令で定める資金は、法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者、第一条第一号から第六号までに掲げる者、同条第七号に掲げる者（法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの（以下「農業者関係一般社団法人等」という。）に限る。）に限り、第一条第八号に掲げる者又は同条第九号に掲げる団体に貸し付けられるものにあつては次の表の資金の種類を有するもの

（農業者等）

第一条 農業近代化資金融通法（以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める団体又は法人は、次に掲げる団体又は法人とする。

一～六（略）

七 農業の振興を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の規定により設立された法人であつて、法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は地方公共団体が、社団法人にあつては総社員の表決権の過半数を有し、財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの

八・九（略）

（農業近代化資金の種類、償還期限及び据置期間）

第二条 法第二条第三項の政令で定める資金は、法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者、第一条第一号から第六号までに掲げる者、同条第七号に掲げる者（法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が、社団法人にあつては総社員の表決権の過半数を有し、財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの（以下「農業者関係公益法人」という。）に限る。）に限り、第一条第八号に掲げる者又は同条第九号に掲げる団体に貸し付けられるものにあつては次の表の資金の種類を有するもの

に掲げるとおりとし、同条第七号に掲げる者（農業者関係一般社団法人等を除く。）に貸し付けられるものにあつては同欄に掲げる資金のうち専ら法第二十一条第一号から第三号までに掲げる者が利用し、かつ、農林水産大臣が農業経営の近代化に特に資すると認める事業に必要なものとし、同条第三項第一号の政令で定める期限及び同項第三号の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ、同表の償還期限及び据置期間の欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の資金の種類に掲げる資金（同表の第六号に掲げる資金を除く。）の二以上の種類のことを同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金については、同項第二号の政令で定める期限はその貸付資金の種類のうち同表の償還期限の欄に掲げる期間の最も長いものに係る当該期間とする。

表（略）

とし、同条第七号に掲げる者（農業者関係公益法人を除く。）に貸し付けられるものにあつては同欄に掲げる資金のうち専ら法第二十一条第一号から第三号までに掲げる者が利用し、かつ、農林水産大臣が農業経営の近代化に特に資すると認める事業に必要なものとし、同条第三項第二号の政令で定める期限及び同項第三号の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ、同表の償還期限及び据置期間の欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の資金の種類に掲げる資金（同表の第六号に掲げる資金を除く。）の二以上の種類のことを同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金については、同項第二号の政令で定める期限はその貸付資金の種類のうち同表の償還期限の欄に掲げる期間の最も長いものに係る当該期間とする。

表（略）

改正案	現行
<p>（株式の割当てを受けることができない者）</p> <p>第四条の二 法第七十三条の六第一項の政令で定める者は、法第七十三条第一項において準用する法第二十一条第二項の規定により組織変更（法第七十三条の三第一項に規定する組織変更をいう。）（前の出資農事組合法人（法第七十二条の十二の九第一項に規定する出資農事組合法人をいう。））から脱退することとなる組合員とする。</p>	<p>（株式の割当てを受けることができない者）</p> <p>第四条の二 法第七十三条の六第一項の政令で定める者は、法第七十三条第一項において準用する法第二十一条第二項の規定により組織変更（法第七十三条の三第一項に規定する組織変更をいう。）（前の出資農事組合法人（法第七十二条の十二の二第一項に規定する出資農事組合法人をいう。））から脱退することとなる組合員とする。</p>

改正案	現行
<p>（改善計画に係る漁業協同組合その他の法人）</p> <p>第一条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 一般社団法人</p> <p>（整備計画に係る漁業協同組合その他の法人）</p> <p>第七条 法第六条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 一般社団法人（特定の事業を行う者のみをその社員たる資格を有する者とし、かつ、その特定の事業を行う者が任意に加入し又は脱退することができるとしてしているものに限る。）</p>	<p>（改善計画に係る漁業協同組合その他の法人）</p> <p>第一条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人</p> <p>（整備計画に係る漁業協同組合その他の法人）</p> <p>第七条 法第六条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 民法第三十四条の規定により設立された社団法人（特定の事業を行う者のみをその社員たる資格を有する者とし、かつ、その特定の事業を行う者が任意に加入し又は脱退することができることとしてしているものに限る。）</p>

肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第二百四十七号）

改正案	現行
<p>（法人である肉用子牛の生産者の範囲）</p> <p>第六条 法第六条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一般社団法人、一般財団法人その他の営利を目的としない法人（前号に掲げるもの並びに国及び都道府県を除く。）であつて、その生産に係る肉用子牛を肉用牛経営を行う者に譲り渡す事業を行うもの（都道府県以外の地方公共団体にあつては、その事業がその区域内における肉用牛経営の安定に資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合する場合に限る。）</p>	<p>（法人である肉用子牛の生産者の範囲）</p> <p>第六条 法第六条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他の営利を目的としない法人（前号に掲げるもの並びに国及び都道府県を除く。）であつて、その生産に係る肉用子牛を肉用牛経営を行う者に譲り渡す事業を行うもの（都道府県以外の地方公共団体にあつては、その事業がその区域内における肉用牛経営の安定に資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合する場合に限る。）</p>

改正案	現行
<p>（特定事業協同組合等）</p> <p>第一条 特定農産加工業経営改善臨時措置法（以下「法」という。）第三条第一項の特定事業協同組合等は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 一般社団法人（特定の事業を行う者をその社員たる資格とし、かつ、その特定の事業を行う者が任意に加入し又は脱退することができる旨を定款で定めているものに限る。）</p>	<p>（特定事業協同組合等）</p> <p>第一条 特定農産加工業経営改善臨時措置法（以下「法」という。）第三条第一項の特定事業協同組合等は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人（特定の事業を行う者をその社員たる資格とし、かつ、その特定の事業を行う者が任意に加入し又は脱退することができる旨を定款で定めているものに限る。）</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（食品製造事業協同組合等）          第一条 食品流通構造改善促進法（以下「法」という。）第二条第二項の食品製造事業協同組合等は、次のとおりとする。          一～七 （略）          八 一般社団法人（特定の事業を行う者をその社員たる資格とし、かつ、その特定の事業を行う者が任意に加入し又は脱退することができる旨を定款で定めているものに限る。）</p>	<p>（食品製造事業協同組合等）          第一条 食品流通構造改善促進法（以下「法」という。）第二条第二項の食品製造事業協同組合等は、次のとおりとする。          一～七 （略）          八 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人（特定の事業を行う者をその社員たる資格とし、かつ、その特定の事業を行う者が任意に加入し又は脱退することができる旨を定款で定めているものに限る。）</p>



主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）

<p>改正案</p>	<p>（主要食糧の交付） 第十五条 法第四十九条第一項の主要食糧の交付は、地方公共団体その他農林水産大臣が適当と認める者が主要食糧を試験研究又は教育の用に供しようとする場合に行つことができる。</p> <p>2 （略）</p>
<p>現行</p>	<p>（主要食糧の交付） 第十五条 法第四十九条第一項の主要食糧の交付は、地方公共団体、公益法人その他農林水産大臣が適当と認める者が主要食糧を試験研究又は教育の用に供しようとする場合に行つことができる。</p> <p>2 （略）</p>

林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成八年政令第百五十三号）

<p>改正案</p>	<p>（事業主）          第一条 林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第四号の政令で定める者は、造林又は育林の事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人とする。</p>
<p>現行</p>	<p>（事業主）          第一条 林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第四号の政令で定める者は、造林又は育林の事業を行うことを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人とする。</p>

改正案	現行
<p>（再生利用事業計画に係る事業協同組合その他の法人）</p> <p>第五条 法第十八条第一項の事業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 一般社団法人</p> <p>（再生利用事業計画に係る農業協同組合その他の法人）</p> <p>第六条 法第十八条第一項の農業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 一般社団法人</p>	<p>（再生利用事業計画に係る事業協同組合その他の法人）</p> <p>第五条 法第十八条第一項の事業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人</p> <p>（再生利用事業計画に係る農業協同組合その他の法人）</p> <p>第六条 法第十八条第一項の農業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 民法第三十四条の規定により設立された社団法人</p>

(第十章 経済産業省関係)

鉱業登録令(昭和二十六年政令第十五号)

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第四十一条の四 民法第二百三十九条第二項又は第九百五十九条の規定により鉱業権が国庫の所有に属するに至つたときは、登録権利者だけで登録の申請をすることができる。</p>	<p>第四十一条の四 民法第七十二条第三項、第二百三十九条第二項又は第九百五十九条第一項の規定により鉱業権が国庫の所有に属するに至つたときは、登録権利者だけで登録の申請をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>（地方公共団体が処理する事務）</p> <p>第四条 長官権限及び法の規定による経済産業大臣の権限に属する事務のうち、法第三十九条の三の規定により都道府県知事（市町村の区域を越えない区域を法第二十条第二項に規定する協会の区域とする信用保証協会については、市町村長。次項及び第四項において同じ。）が行うこととするものは、次に掲げるものとする。ただし、第四号に規定する権限については、金融庁長官又は経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第十二条の五の規定による仮理事の選任</p> <p>二 四（略）</p> <p>2 4（略）</p>	<p>（地方公共団体が処理する事務）</p> <p>第四条 長官権限及び法の規定による経済産業大臣の権限に属する事務のうち、法第三十九条の三の規定により都道府県知事（市町村の区域を越えない区域を法第二十条第二項に規定する協会の区域とする信用保証協会については、市町村長。次項及び第四項において同じ。）が行うこととするものは、次に掲げるものとする。ただし、第四号に規定する権限については、金融庁長官又は経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第十九条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条の規定による仮理事の選任</p> <p>二 四（略）</p> <p>2 4（略）</p>

改正案

現行

			<p>（理事会等の招集について準用する会社法の規定の読替え）                  第十六条 法第三十六条の第六項（法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により理事会又は清算人会の招集について会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
	(略)	読み替える会社法の規定		(略)	
第四百七十八條第四項	(略)	読み替えられる字句		(略)	
第一項及び第二項	(略)	読み替える字句		(略)	
中小企業等協同組合法第六十八條第	(略)	読み替える字句		(略)	
			<p>（組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読替え）                  第二十四條 法第六十九條の規定により組合の解散及び清算について会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
	(略)	読み替える会社法の規定		(略)	
第四百七十八條第四項	(略)	読み替えられる字句		(略)	
第一項及び第二項	(略)	読み替える字句		(略)	
中小企業等協同組合法第六十八條第	(略)	読み替える字句		(略)	

(略)		一項の規定及び同法第六十九条において準用する第四百七十八条第一項
(略)	(略)	
(略)	(略)	

2 法第六十九条の規定により組合の清算人について法第三十八条の二第九項の規定を準用する場合における同項の規定により準用する会社法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第四百二十六条第一項及び 第四百二十七条第一項	読み替えられる字句 第四百二十四条	読み替える字句 中小企業等協同組 合法第六十九条に おいて準用する同 法第三十八条の二 第四項	第四百二十三条第一項 同法第六十九条に
---	----------------------	--	------------------------

(略)		一項の規定及び同法第六十九条第一項において準用する第四百七十八条第二項
(略)	(略)	
(略)	(略)	

2 法第六十九条第一項の規定により組合の清算人について法第三十八条の二第九項の規定を準用する場合における同項の規定により準用する会社法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第四百二十六条第一項及び 第四百二十七条第一項	読み替えられる字句 第四百二十四条	読み替える字句 中小企業等協同組 合法第六十九条第 一項において準用 する同法第三十八 条の二第四項	第四百二十三条第一項 同法第六十九条第
---	----------------------	---	------------------------

第四百二十六条第二項	第四百二十六条第二項	第四百二十六条第一項	
前条第二項各号	前条第三項	前条第一項	(略)
中小企業等協同組 合法第六十九条に おいて準用する同 法第三十八条の二 第六項各号	中小企業等協同組 合法第六十九条に おいて準用する同 法第三十八条の二 第七項	同法第六十九条に おいて準用する同 法第三十八条の二 第五項	(略)
			おいて準用する同 法第三十八条の二 第一項

第四百二十六条第三項	第四百二十六条第二項	第四百二十六条第一項	
前条第二項各号	前条第三項	前条第一項	(略)
中小企業等協同組 合法第六十九条第 一項において準用 する同法第三十八 条の二第六項各号	中小企業等協同組 合法第六十九条第 一項において準用 する同法第三十八 条の二第七項	同法第六十九条第 一項において準用 する同法第三十八 条の二第五項	(略)
			一項において準用 する同法第三十八 条の二第一項



第四百二十六条第六項	(略)	第四百二十七条第三項	(略)	第四百二十七条第四項第一号
前条第四項及び第五項	(略)	第四百二十五条第三項	(略)	第四百二十五条第二項第一号及び第二号
中小企業等協同組 合法第六十九条に おいて準用する同 法第三十八条の二 第八項	(略)	中小企業等協同組 合法第六十九条に おいて準用する同 法第三十八条の二 第七項	(略)	中小企業等協同組 合法第六十九条に おいて準用する同 法第三十八条の二 第六項第一号及び 第二号

第四百二十六条第六項	(略)	第四百二十七条第三項	(略)	第四百二十七条第四項第一号
前条第四項及び第五項	(略)	第四百二十五条第三項	(略)	第四百二十五条第二項第一号及び第二号
中小企業等協同組 合法第六十九条第 一項において準用 する同法第三十八 条の二第八項	(略)	中小企業等協同組 合法第六十九条第 一項において準用 する同法第三十八 条の二第七項	(略)	中小企業等協同組 合法第六十九条第 一項において準用 する同法第三十八 条の二第六項第一 号及び第二号

第四百二十七条第四項第三号	第四百二十三条第一項	中小企業等協同組 合法第六十九条に おいて準用する同 法第三十八条の二 第一項
第四百二十七条第五項	第四百二十五条第四項 及び第五項	中小企業等協同組 合法第六十九条に おいて準用する同 法第三十八条の二 第八項

3 法第六十九条の規定により組合の清算人について会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第三百八十六条第一項	第三百四十九条第四項 、第三百五十二条及び 第三百六十四条	中小企業等協同組 合法第六十九条に おいて準用する同
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第四百二十七条第四項第三号	第四百二十三条第一項	中小企業等協同組 合法第六十九条第 一項において準用 する同法第三十八 条の二第一項
第四百二十七条第五項	第四百二十五条第四項 及び第五項	中小企業等協同組 合法第六十九条第 一項において準用 する同法第三十八 条の二第八項

3 法第六十九条第一項の規定により組合の清算人について会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第三百八十六条第一項	第三百四十九条第四項 、第三百五十二条及び 第三百六十四条	中小企業等協同組 合法第六十九条第 一項において準用
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第三百八十六条第二項	法第三十六条の八第二項
第三百四十九条第四項	中小企業等協同組 合法第六十九条に おいて準用する同 法第三十六条の八 第二項

4 法第六十九条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて  
会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは  
、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百二十 条第五項、第四百二十 四条（第四百八十六条 第四項において準用す る場合を含む。）、第 四百六十二条第三項（	中小企業等協同組 合法第六十九条に おいて準用する同 法第三十八条の二 第四項

第三百八十六条第二項	する同法第三十六 条の八第二項
第三百四十九条第四項	中小企業等協同組 合法第六十九条第 一項において準用 する同法第三十六 条の八第二項

4 法第六十九条第一項の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えに  
ついて会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読  
替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百二十 条第五項、第四百二十 四条（第四百八十六条 第四項において準用す る場合を含む。）、第 四百六十二条第三項（	中小企業等協同組 合法第六十九条第 一項において準用 する同法第三十八 条の二第四項

	同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。 （、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項
--	--

5 法第六十九条の規定により監査権限定組合の清算人について会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える会社法の規定 第三百五十三条	読み替えられる字句 第三百四十九条第四項	読み替える字句 中小企業等協同組 合法第六十九条に おいて準用する同 法第三十六条の八 第二項
-----	------------------------	-------------------------	--

	同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。 （、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項
--	--

5 法第六十九条第一項の規定により監査権限定組合の清算人について会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える会社法の規定 第三百五十三条	読み替えられる字句 第三百四十九条第四項	読み替える字句 中小企業等協同組 合法第六十九条第 一項において準用 する同法第三十六 条の八第二項
-----	------------------------	-------------------------	---

<p>改正案</p>	<p>（中小小売商団体の要件）          第四条の二 法第十四条の二第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。          一～四 （略）          五 一般社団法人であつて、次のイ、ロ及びハに該当するものであること。          イ～ハ （略）</p>
<p>現行</p>	<p>（中小小売商団体の要件）          第四条の二 法第十四条の二第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。          一～四 （略）          五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、次のイ、ロ及びハに該当するものであること。          イ～ハ （略）</p>

改正案	現行
<p>（中小企業団体の要件）</p> <p>第一条 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 一般社団法人であつて、次のイ、ロ及びハに該当するものであること。</p> <p>イ～ハ （略）</p>	<p>（中小企業団体の要件）</p> <p>第一条 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、次のイ、ロ及びハに該当するものであること。</p> <p>イ～ハ （略）</p>

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成五年政令第十九号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（適用除外）                  第七条 法第十九条第二項の政令で定める者は、ゴルフ場の設置及び運営を                  その主な事業とする一般社団法人とする。</p>	<p>（適用除外）                  第七条 法第十九条第二項の政令で定める者は、ゴルフ場の設置及び運営を                  その主な事業とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規                  定により設立された社団法人とする。</p>

商工法第六十条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（昭和三十五年政令第四百十九号）

改正案	現行
<p>商工法（以下「法」という。）に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもの（全国商工会連合会に関するものを除く。）は、商工会又は都道府県商工会連合会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法中次に掲げる事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 法第五十四条の三（法第五十八条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事務</p>	<p>商工法（以下「法」という。）に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもの（全国商工会連合会に関するものを除く。）は、商工会又は都道府県商工会連合会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法中次に掲げる事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 法第五十五条（法第五十八条第六項において準用する場合を含む。）において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十三条に規定する事務</p>



改正案	現行
<p>（勧告の対象から除かれる指定表示事業者）</p> <p>第十七条 法第二十五条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 常時使用する従業員の数が二十人以下の一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の規定により設立された法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会及び都道府県商工会連合会をいう。）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（勧告の対象から除かれる指定表示事業者）</p> <p>第十七条 法第二十五条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 常時使用する従業員の数が二十人以下の民法法人等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の規定により設立された法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会及び都道府県商工会連合会をいう。）</p> <p>2・3（略）</p>

エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行令（平成五年政令第二百二十号）

改正案	現行
<p>（一般社団法人の要件）</p> <p>第十三条 法第二十条第十項の政令で定める要件は、当該一般社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同条第九項に規定する中小企業者であることとする。</p>	<p>（社団法人の要件）</p> <p>第十三条 法第二十条第十項の政令で定める要件は、当該社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同条第九項に規定する中小企業者であることとする。</p>

改正案	現行
<p>(一般社団法人の要件)</p> <p>第三条 法第二条第四項の政令で定める要件は、当該一般社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同条第一項に規定する中小企業者であることとする。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第十二条 法第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第三十四条第一項並びに第三十五条の規定による行政庁の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む経済産業局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る経済産業局が同一であるものに関する権限 当該経済産業局長</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ その行う事業が一の経済産業局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する一般社団法人</p>	<p>(社団法人の要件)</p> <p>第三条 法第二条第四項の政令で定める要件は、当該社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同条第一項に規定する中小企業者であることとする。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第十二条 法第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第三十四条第一項並びに第三十五条の規定による行政庁の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む経済産業局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る経済産業局が同一であるものに関する権限 当該経済産業局長</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ その行う事業が一の経済産業局の管轄区域内に限られる法第一条第四項に規定する社団法人</p>

2 法第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第三十四条第一項並びに第三十五条の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一（略）

二 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所所在地をその管轄区域に含む総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る総合通信局が同一であるものに関する総務大臣の権限 当該総合通信局長

イ（略）

ロ その行う事業が一の総合通信局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する一般社団法人

三（略）

四 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む国税局（沖縄国税事務所を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る国税局が

2 法第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第三十四条第一項並びに第三十五条の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一（略）

二 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所所在地をその管轄区域に含む総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る総合通信局が同一であるものに関する総務大臣の権限 当該総合通信局長

イ（略）

ロ その行う事業が一の総合通信局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する社団法人

三（略）

四 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む国税局（沖縄国税事務所を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る国税局が

同一であるものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。） 当該国税局長

イ（略）

ロ その行う事業が一の国税局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する一般社団法人

五（略）

六 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する厚生労働大臣の権限 当該地方厚生局長

イ（略）

ロ その行う事業が一の地方厚生局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する一般社団法人

七（略）

八 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事

同一であるものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。） 当該国税局長

イ（略）

ロ その行う事業が一の国税局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する社団法人

五（略）

六 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する厚生労働大臣の権限 当該地方厚生局長

イ（略）

ロ その行う事業が一の地方厚生局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する社団法人

七（略）

八 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事

務所の所在地をその管轄区域に含む地方農政局又は次のイ若しくは口に掲げる者に係る地方農政局が同一であるものに関する農林水産大臣の権限 当該地方農政局長

イ (略)

ロ その行う事業が一の地方農政局の管轄区域内に限られる法第二条第

四項に規定する一般社団法人

九 (略)

十 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくは口に掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方整備局若しくは地方運輸局（海事に関する事務に係るものについては、運輸監理部を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくは口に掲げる者に係る地方整備局若しくは地方運輸局が同一であるものに関する国土交通大臣の権限 当該地方整備局長又は地方運輸局長

イ (略)

ロ その行う事業が一の地方整備局又は地方運輸局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する一般社団法人

務所の所在地をその管轄区域に含む地方農政局又は次のイ若しくは口に掲げる者に係る地方農政局が同一であるものに関する農林水産大臣の権限 当該地方農政局長

イ (略)

ロ その行う事業が一の地方農政局の管轄区域内に限られる法第二条第

四項に規定する社団法人

九 (略)

十 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくは口に掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方整備局若しくは地方運輸局（海事に関する事務に係るものについては、運輸監理部を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくは口に掲げる者に係る地方整備局若しくは地方運輸局が同一であるものに関する国土交通大臣の権限 当該地方整備局長又は地方運輸局長

イ (略)

ロ その行う事業が一の地方整備局又は地方運輸局の管轄区域内に限られる法第二条第四項に規定する社団法人

改正案	現行
<p>（中心市街地活性化協議会を組織することができる者の要件）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 法第十五条第一項第二号口の政令で定める要件は、一般社団法人又は一般財団法人である場合にあつては一般社団法人であつてその社員のうちに市町村があること又は一般財団法人であつてその基本財産の全部若しくは一部が市町村により拠出されていること、特定会社である場合にあつては株式会社であつて総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が百分の三以上であること又は持分会社であつてその社員のうちに市町村があることとする。</p>	<p>（中心市街地活性化協議会を組織することができる者の要件）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 法第十五条第一項第二号口の政令で定める要件は、公益法人である場合にあつては財団法人であつてその基本財産の全部若しくは一部が市町村により拠出されていること又は社団法人であつてその社員のうちに市町村があること、特定会社である場合にあつては株式会社であつて総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が百分の三以上であること又は持分会社であつてその社員のうちに市町村があることとする。</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲等）</p> <p>第二条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる中小企業者の事業の共同化に係る事業</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ 一般社団法人（経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）が会社に対して出資をする場合において、当該出資を受けた会社が行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ハに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。</p> <p>一 中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満である会社（独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が出資を行う場合にあっては、機構の出</p>	<p>（業務の範囲等）</p> <p>第二条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる中小企業者の事業の共同化に係る事業</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ 特定社団法人（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であつて経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。）が会社に対して出資をする場合において、当該出資を受けた会社が行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ハに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。</p> <p>一 中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満である会社（独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が出資を行う場合にあっては、機構の出</p>



資後において中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満となることが確実と認められるものを含む。以下「特定会社」という。）、一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者その他の経済産業省令で定める者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者その他の経済産業省令で定める者により拠出されているものに限る。以下「一般社団法人等」という。）、若しくは商工会、商工会連合会、商工会議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。）、又は市町村（特別区を含む。）、が、特定中小企業団体又は特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合（以下「特定中小事業者等」という。）、が事業（当該特定中小企業団体の組合員若しくは所屬員又は当該特定中小事業者等の経営管理の合理化又は技術の向上を図るためのものに限る。）、を共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行うことを支援するために施設を整備する事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

二 特定会社、一般社団法人等又は商工会等が、主として一の商店街の区域において又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して小売商業の事業を行う特定中小事業者等の経営の合理化を支援するために店舗又は駐車場、休憩所、集会場その他の当該特定中小事業者等及び一般公衆の利便を図るための施設を整備する事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

3・4 (略)

資後において中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満となることが確実と認められるものを含む。以下「特定会社」という。）、民法第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）、若しくは商工会、商工会連合会、商工会議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。）、又は市町村（特別区を含む。）、が、特定中小企業団体又は特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合（以下「特定中小事業者等」という。）、が事業（当該特定中小企業団体の組合員若しくは所屬員又は当該特定中小事業者等の経営管理の合理化又は技術の向上を図るためのものに限る。）、を共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行うことを支援するために施設を整備する事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

二 特定会社、公益法人又は商工会等が、主として一の商店街の区域において又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して小売商業の事業を行う特定中小事業者等の経営の合理化を支援するために店舗又は駐車場、休憩所、集会場その他の当該特定中小事業者等及び一般公衆の利便を図るための施設を整備する事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

3・4 (略)

5 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号八に掲げる業務の範囲は、特定会社又は一般社団法人等が第二項各号に掲げる事業を行うのに必要な資金の出資とする。

5 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号八に掲げる業務の範囲は、特定会社又は公益法人が第二項各号に掲げる事業を行うのに必要な資金の出資とする。

(第十一章 国土交通省関係)  
 港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号)

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>2 当分の間、<u>港湾管理者が設立した一般財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)</u>第三十八条の規定による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立した財団法人を含む。)からの株式会社に対する特定用途港湾施設の譲渡(当該特定用途港湾施設の管理運営の効率化に資すると国土交通大臣が認めるものに限る。)に伴い、当該株式会社<del>が法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に係る債務を承継した場合においては、同項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金のうち同項の国の貸付金の金額に相当する部分の償還は、第五条第一項第一号及び第六条第一号の規定にかかわらず、</del>国土交通大臣の定める半年賦償還の方法によるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>2 当分の間、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により<u>港湾管理者が設立した財団法人からの株式会社に対する特定用途港湾施設の譲渡(当該特定用途港湾施設の管理運営の効率化に資すると国土交通大臣が認めるものに限る。)</u>に伴い、当該株式会社が法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に係る債務を承継した場合においては、同項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金のうち同項の国の貸付金の金額に相当する部分の償還は、第五条第一項第一号及び第六条第一号の規定にかかわらず、国土交通大臣の定める半年賦償還の方法によるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（公共の用に供する施設等） 第五十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第九十五条第一項第三号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）にいう身体障害者社会参加支援施設で国、地方公共団体、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの</p> <p>四・五（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（参加組合員）</p> <p>第六十八条の二 法第二十五条の二の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 地方公共団体が基本財産たる財産の全部を拠出している一般財団法人で、宅地を造成して賃貸し、又は譲渡する事業を行うもの</p>	<p>（公共の用に供する施設等） 第五十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第九十五条第一項第三号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）にいう身体障害者社会参加支援施設で国、地方公共団体、社会福祉法人又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人が設置するもの</p> <p>四・五（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（参加組合員）</p> <p>第六十八条の二 法第二十五条の二の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 地方公共団体が基本財産たる財産の全部を拠出している民法第三十四条の規定による法人で、宅地を造成して賃貸し、又は譲渡する事業を行</p>

ፀብህ

改正案	現行
<p>（譲受人を公募する必要のない造成宅地等）</p> <p>第四条 処分計画においては、次に掲げる造成宅地等は、公募をしないで譲受人を決定するものとして定めることができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 住宅、公益的施設又は特定業務施設の建設又は管理の事業を営む一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社（地方公共団体が基本金、資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資しているものに限る。）が当該事業の用に供する造成宅地等</p> <p>五～八 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（譲受人を公募する必要のない造成宅地等）</p> <p>第四条 処分計画においては、次に掲げる造成宅地等は、公募をしないで譲受人を決定するものとして定めることができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 住宅、公益的施設又は特定業務施設の建設又は管理の事業を営む民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又は株式会社（地方公共団体が基本金、資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資しているものに限る。）が当該事業の用に供する造成宅地等</p> <p>五～八 （略）</p> <p>2 （略）</p>

都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>（資金の貸付けの対象となる防災街区整備推進機構及び中心市街地整備推進機構）</p> <p>第十条 法第一条第二項第一号の政令で定める防災街区整備推進機構及び同項第二号の政令で定める中心市街地整備推進機構は、一般社団法人又は一般財団法人であるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>（資金の貸付けの対象となる防災街区整備推進機構及び中心市街地整備推進機構）</p> <p>第十条 法第一条第二項第一号の政令で定める防災街区整備推進機構及び同項第二号の政令で定める中心市街地整備推進機構は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（業務の委託をすることができる団体）</p> <p>第一条 日本勤労者住宅協会法（以下「法」という。）第二十六条第一項の勤労者のための福利共済活動を行うことを目的とする団体で政令で定めるものは、次に掲げる団体とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 勤労者のための福利共済活動を行うことを目的とする一般社団法人で、住宅の建設、賃貸その他の管理若しくは譲渡又は住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理若しくは譲渡を業務としているもの</p>	<p>（業務の委託をすることができる団体）</p> <p>第一条 日本勤労者住宅協会法（以下「法」という。）第二十六条第一項の勤労者のための福利共済活動を行なうことを目的とする団体で政令で定めるものは、次に掲げる団体とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された勤労者のための福利共済活動を行なうことを目的とする法人で、住宅の建設、賃貸その他の管理若しくは譲渡又は住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理若しくは譲渡を業務としているもの</p>



改正案	現行
<p>（参加組合員）</p> <p>第六条 法第二十一条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した一般社団法人若しくは一般財団法人（第四十条の二第一号において「特定一般社団法人等」という。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（公募によらないで特定建築者となることができる者）</p> <p>第四十条の二 法第九十九条の三第一項の政令で定める者は、次に掲げる者のうち同条第二項各号に掲げる条件を備えた者とする。</p> <p>一 特定一般社団法人等（特定一般社団法人等が財産を提供して設立した一般社団法人又は一般財団法人を含む。）で住宅建設の事業を行うもの</p> <p>二（略）</p> <p>（施設建築敷地の価額の概算額の特例）</p> <p>第四十三条の三 法第九十九条の二第二項前段に規定する場合には、第二十八条第一項中「控除した額」とあるのは、「控除した額（法第九十九条の二第三項に規定する施設建築敷地の道路部分にあつては、当該敷地価額</p>	<p>（参加組合員）</p> <p>第六条 法第二十一条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人</p> <p>二・三（略）</p> <p>（公募によらないで特定建築者となることができる者）</p> <p>第四十条の二 法第九十九条の三第一項の政令で定める者は、次に掲げる者のうち同条第二項各号に掲げる条件を備えた者とする。</p> <p>一 地方公共団体が財産を提供して設立した民法第三十四条の法人（当該法人が財産を提供して設立した同条の法人を含む。）で住宅建設の事業を行うもの</p> <p>二（略）</p> <p>（施設建築敷地の価額の概算額の特例）</p> <p>第四十三条の三 法第九十九条の二第二項前段に規定する場合には、第二十八条第一項中「控除した額」とあるのは、「控除した額（法第九十九条の二第三項に規定する施設建築敷地の道路部分にあつては、当該敷地価額</p>

から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の道路の所有を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権の価額がその地上権に係る土地の価額に占める割合を参酌して定めた当該施設建築敷地の道路部分に係る道路の所有を目的とする同項の地上権の価額が当該敷地価額に占める割合（以下「道路の地上権割合」という。）を乗じて得た額及び当該敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額を控除した額（）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の道路の所有を目的とする民法第二百六十九条の二第一項の地上権の価額がその地上権に係る土地の価額に占める割合を参酌して定めた当該施設建築敷地の道路部分に係る道路の所有を目的とする同項の地上権の価額が当該敷地価額に占める割合（以下「道路の地上権割合」という。）を乗じて得た額及び当該敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額を控除した額（）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）

改正案	現行
<p>（参加組合員となることができる法人）</p> <p>第十五条 法第四十三条の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 住宅の建設及び賃貸又は譲渡を行うことを主たる目的の一とする一般財団法人で、地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出しているもの</p> <p>三 （略）</p>	<p>（参加組合員となることができる法人）</p> <p>第十五条 法第四十三条の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 住宅の建設及び賃貸又は譲渡を行うことを主たる目的の一とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人で、地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出しているもの</p> <p>三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（公募によらないで特定建築者となることができる者）</p> <p>第四十条 法第二百三十六条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者のうち同条第二項各号に掲げる条件を備えたものとする。</p> <p>一 地方公共団体が財産を提供して設立した一般社団法人又は一般財団法人（当該一般社団法人又は一般財団法人が財産を提供して設立した一般社団法人又は一般財団法人を含む。）で住宅建設の事業を行うもの</p> <p>二（略）</p>	<p>（公募によらないで特定建築者となることができる者）</p> <p>第四十条 法第二百三十六条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者のうち同条第二項各号に掲げる条件を備えたものとする。</p> <p>一 地方公共団体が財産を提供して設立した民法（明治二十九年法律第十九号）第三十四条の法人（当該法人が財産を提供して設立した同条の法人を含む。）で住宅建設の事業を行うもの</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（指定試験機関の指定）</p> <p>第一条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項の指定試験機関（以下単に「指定試験機関」という。）の指定は、国土交通省令で定めるところにより、同項の試験事務（以下単に「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行つ。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二 四 （略）</p>	<p>（指定試験機関の指定）</p> <p>第一条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項の指定試験機関（以下単に「指定試験機関」という。）の指定は、国土交通省令で定めるところにより、同項の試験事務（以下単に「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行つ。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二 四 （略）</p>

(第十二章 環境省関係)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百号)

改正案	現行
<p>(第十五条の五第一項の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるもの) 第八条 第十五条の五第一項の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出している一般財団法人</p>	<p>(第十五条の五第一項の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるもの) 第八条 第十五条の五第一項の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出しているもの</p>

改正案	現行
<p>（法第二条第十一項第四号の政令で定める者）</p> <p>第二条 法第二条第十一項第四号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 常時使用する従業員の数が二十人以下の組合等（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。次号において同じ。）であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの</p> <p>四（略）</p> <p>五 常時使用する従業員の数が二十人以下の一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の規定により設立された法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体中央会、商工</p>	<p>（法第二条第十一項第四号の政令で定める者）</p> <p>第二条 法第二条第十一項第四号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 常時使用する従業員の数が二十人以下の組合等（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。次号並びに第十三条第三号及び第四号において同じ。）であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの</p> <p>四（略）</p> <p>五 常時使用する従業員の数が二十人以下の民法法人等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の規定により設立された法人、宗教法人、医療法人</p>

会議所、商工会及び都道府県商工会連合会をいう。）

(削る)

、社会福祉法人、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会及び都道府県商工会連合会をいう。）

(法附則第二条第一項の政令で定める者)

第十三条 法附則第二条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの並びに資本金の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として行うもの
- 三 常時使用する従業員の数が三百人以下の組合等であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの
- 四 常時使用する従業員の数が五十人以下の組合等であつて、小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの及び常時使用する従業員の数が百人以下の組合等であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として行うもの
- 五 常時使用する従業員の数が三百人以下の民法第三十四条の規定により設立された法人、私立学校法第三条に規定する学校法人及び同法第六十四條第四項の規定により設立された法人並びに宗教法人法(昭和二十六



年法律第百二十六号) 第四条第二項に規定する宗教法入

(法附則第二条第二項の政令で定める容器包装)

第十四条 法附則第二条第二項の政令で定める容器包装は、次のとおりとす

る。

- 一 主として紙製の容器包装であつて、飲料を充てんするための容器(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)(以外のもの
- 二 主としてプラスチック製の容器包装であつて、飲料又はしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器以外のもの

(法附則第二条第二項の政令で定める日)

第十五条 法附則第二条第二項の政令で定める日は、次の各号に掲げる規定について、当該各号に定める日とする。

- 一 法第三章の規定 平成十年十二月十四日
- 二 法第八条及び第九条の規定 平成十一年六月十四日
- 三 法第十条、第五章、第三十三条及び第三十五条から第四十条までの規定 平成十二年三月三十一日

(削る)

(削る)